

要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超える、かつ、当該農業生産法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、若しくは損金の額に算入する金額（第六十五条の五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

254 省略

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十八条の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十八年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときは除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込み

254 同上

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十八条の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときは除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込み

要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超える、かつ、当該農業生産法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、若しくは損金の額に算入する金額（第六十五条の五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

であるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一・二十一 省略	省略

2514 省略

15 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。

一 謙渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為及び法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利交換又は買収による謙渡(第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用地処分等による謙渡があつたものとみなされる場合における当該謙渡を含む。)

ロ・ハ 省略

(特定の資産の謙渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の七十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ

であるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一・二十一 同上	同上

2514 同上

15 同上

イ 第六十四条第一項第一号から第五号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第四号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は買入れによる謙渡(第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項若しくは第八項の規定によりこれらの規定に規定する収用地又は換地処分等による謙渡があつたものとみなされる場合における当該謙渡を含む。)

ロ・ハ 同上

(特定の資産の謙渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の七十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ

る連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産があつては、平成十四年四月一日から平成十八年十二月三十一日まで）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了日の翌日から一年を経過するまでの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の八分の八十に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十八

る連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産があつては、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了日の翌日から一年を経過するまでの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の八分の八十に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十八

条の七十八第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十八年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第一号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例）

第六十八条の八十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等（前条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び次条において同じ。）につき一団の宅地の造成に関する事業で第六十五条の十一第一項第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものが施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人（以下この項において「造成事業施行者」という。）の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に当該土地等の譲渡（贈与又は出資によるものその他政令で定める譲渡を除く。以下この項及び次項において同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日を含む連結事業年度において当該宅地を譲り受けたときは、当該交換により取得した宅地又は当該譲り受けた宅地（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該連結事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造

条の七十八第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第一号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例）

第六十八条の八十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等（前条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び次条において同じ。）につき一団の宅地の造成に関する事業で第六十五条の十一第一項第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものが施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人（以下この項において「造成事業施行者」という。）の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に当該土地等の譲渡（贈与又は出資によるものその他政令で定める譲渡を除く。以下この項及び次項において同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日を含む連結事業年度において当該宅地を譲り受けたときは、当該交換により取得した宅地又は当該譲り受けた宅地（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該連結事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造

成事業施行者に譲渡をした土地等（以下この条において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この条において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

259 省略

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるものほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項又は第四項の規定の適用に関する事項、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第四項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）

第六十八条の八十四 省略

257 省略

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「交換等前事業年度」という。）とする。）において、当該交換又は譲渡に係る第一項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等（民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。）の用に供するためにした土地等（第六十八条の八十一第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき既に第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定（交換等前事業年度に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定（交換等前事業年度にあつて

当該造成事業施行者に譲渡をした土地等（以下この条において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この条において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

259 同上

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるものほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項又は第四項の規定の適用に関する事項、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）

第六十八条の八十四 同上

257 同上

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「交換等前事業年度」という。）とする。）において、当該交換又は譲渡に係る第一項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等（民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。）の用に供するためにした土地等（第六十八条の八十一第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき既に第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定（交換等前事業年度にあつて

にあつては、第六十五条の三第一項（第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十三第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において当該交換又は譲渡に係る同項の認定計画に係る前項に規定する民間都市開発事業等の用に供するために当該民間都市開発事業等を行う認定事業者（当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等につき当該民間都市開発事業等を行うものに限る。）に対して土地等を譲渡した場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）
第六十八条の八十五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配關係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」）

は、第六十五条の三第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十三第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において当該交換又は譲渡に係る同項の認定計画に係る前項に規定する民間都市開発事業等の用に供するために当該民間都市開発事業等を行う認定事業者（当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等につき当該民間都市開発事業等を行うものに限る。）に対して土地等を譲渡した場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

「という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該連結事業年度終了の時において、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額し

たときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十八条の七十八条第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十八条の七十八条第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度（当該交換の日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「交換前事業年度」という。）とする。）において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五条第一項の規定（交換前事業年度にあつては、第六十五条の三第一項（同号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において同項の認可計画（当該交換に係るものに限る。）に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十四条第一項（第六十五条の三第一項第一号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五条第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）
第六十八条の八十八 省略

は第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の八十八 省略

234省略

5 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該連結法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の關係のある内國法人及び当該国外関連者と特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の關係がある場合における当該特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該連結法人と当該非関連者との取引は、当該連結法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 15省略

16 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項まで（同法第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）の規定にかかるらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは、「が前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」とする。

一・二省略

17 15 20省略

（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十 省略

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の八十八 同上

234同上

5 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該連結法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の關係のある内國法人及び当該国外関連者と特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の關係がある場合における当該特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該連結法人と当該非関連者との取引は、当該連結法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 15同上

16 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかるわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは、「が前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」とする。

一・二同上

17 15 20同上

（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十 同上

2 省 略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のそ
の該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限
る。）、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人その他これら
者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として
政令で定める場合

4・5 省 略

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人の平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

2 省 略

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十八条の百三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある

3 同 上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限
る。）、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人その他これら
らの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合と
して政令で定める場合

4・5 同 上

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

2 同 上

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十八条の百三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある

連結子法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の五第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）」の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とする。

連結子法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）」の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とする。

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十八条の百三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において特別利子（第六十七条の七第一項に規定する特別利子をいう。）がある場合における法人税法第八十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）」に規定する特別利子」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百三の三 省略

254 省略

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百三の二 同上

254 同上

(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の百九 法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、連結法人（その連結親法人が次の各号に掲げるもので同族会社（同項に規定する同族会社をいう。）に該当するものに限る。）の当該各号に定める連結事業年度については、適用しない。

(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の百九 法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、連結法人（その連結親法人が次の各号に掲げるもので同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）の当該各号に定める連結事業年度については、適用しない。

一 新事業創出促進法第二条第三項に規定する中小企業者に該当する連結親法人当該連結親法人の設立の日として政令で定める日から十年を経過する日までの期間内の日を含む当該連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第二項本文に規定する連結親法人事業年度（第三項までにおいて「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの

連結子法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の五第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）」の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とする。

間に開始するものに限る。)

二 新事業創出促進法第十一條の三第二項に規定する認定事業者に該当する連結

親法人 連結事業年度終了の時において当該連結親法人が同項に規定する認定計画に従つて同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における

当該連結法人の連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に開始するものに限る。）

2 連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十七年四月十三日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する場合において、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の試験研究費の額と開発費の額との合計額を合計した金額の収入金額を合計した金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるときは、当該連結事業年度（法人税法第四条の三第十項に規定する完全支配関係を有することとなつた日又は同条第十一項前段に規定する完全支配関係を有することとなつた場合における同項各号に定める日を含む連結事業年度、同法第四条の五第二項に規定する承認を取り消されたものとみなされた日（同項第四号又は第五号に定める日に限る。）を含む連結事業年度その他の政令で定める連結事業年度を除く。）については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

3 5 6 省 略

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十二条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十二条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特

間に開始するものに限る。）

二 新事業創出促進法第十一條の三第二項に規定する認定事業者に該当する連結

親法人 連結事業年度終了の時において当該連結親法人が同項に規定する認定計画に従つて同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における

当該連結法人の連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に開始するものに限る。）

2 連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する場合において、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の試験研究費の額と開発費の額との合計額を合計した金額の収入金額を合計した金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるときは、当該連結事業年度（法人税法第四条の三第十項に規定する完全支配関係を有することとなつた日又は同条第十一項前段に規定する完全支配関係を有することとなつた場合における同項各号に定める日を含む連結事業年度、同法第四条の五第二項に規定する承認を取り消されたものとみなされた日（同項第四号又は第五号に定める日に限る。）を含む連結事業年度その他の政令で定める連結事業年度を除く。）については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

3 5 6 同 上

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十二条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十二条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特

定事業用資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一條の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一條の十五第一項の規定のある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所（第三号及び第五号において「証券取引所」という。）に上場されていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該相続開始の時において、当該出資に議決権の制限がないことその他の財務省令で定める要件を満たすものをいう。

三 特定受贈株式 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一條の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一條の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四 特定受贈出資 被相続人である特定贈与者が贈与をした有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時において、当該出資に議決権の制限がないことその他の財務省令で定める要件を満たすものをいう。

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六 特定保有出資 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時において、当該出資に議決権の制限がないことその他の財務省令で定める要件を満たすもの

資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一條の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一條の十五第一項の規定のある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 同上

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所に上場されていないことその他のこれに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他のこれに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

三 特定受贈株式 特定贈与者（相続税法第二十一條の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一條の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所に上場されていないことその他のこれに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他のこれに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四 特定受贈出資 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

五 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定める

をいう。

七 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げる要件のすべてを満たす特定株式又は特定出資のうち、当該特定株式又は特定出資に係る法人の当該相続開始の時における発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

八 一 当該相続開始の直前及び当該相続開始の時に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定株式（当該被相続人に係る特定株式に係る法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の総数又は出資（当該被相続人に係る特定出資に係る法人の出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

二 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式（当該被相続人に係る特定受贈株式を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定株式の当該相続開始の時における一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資（当該被相続人に係る特定受贈出資を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定出資の当該相続開始の時における一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

八 一 特定受贈同族会社株式等 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（政令で定めるものに限る。口において同じ。）のうち当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

二 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

八 一 当該贈与の直前及び当該贈与の時に、被相続人である特定贈与者及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該贈与に係る特定受贈株式に係る法人の株式に限る。）の総数又は出資（当該贈与に係る特定受贈出資に係る法人の出資に限る。）の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

ものに限る。口において同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定株式又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定出資又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定出資の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

六 一 特定受贈同族会社株式等 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（政令で定めるものに限る。口において同じ。）のうち当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

二 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

八 一 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定受贈株式の総数又は特定受贈出資の金額の合計額が当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

二 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人が有していた特定受贈株式又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈株式の一株当たりの時価を乗じて得

取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2) 申告期限を経過する時において、選択特定事業用資産である特定同族会株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該相続開始の時において、選択特定事業用資産である特定同族会株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(5) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていていること。

口 (1) 贈与により特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(4) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において選択特定事業用資産である特定受贈同族会株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(i) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、選択特定事業用資

産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(ii) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、当該個人並びに当該個人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族が選択特定事業

の他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(4) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていること。

口 (1) 相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(2) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者であつた被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(4) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者であつた被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていること。

特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ 特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等(当該特定受贈同族会株式等に係る贈与の時から当該相続の開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。)のうちその価額が三億円以下の部分として政令で定めるもの

ロ 次に掲げる立木又は土地等をいう。

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けっていた市町村長等の認定(特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。

(2) (において同じ。)に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定

用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について

、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の二十五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(5) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つてること。

特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等（当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。）である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額のうち十億円以下である当該特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等の部分

ロ 次に掲げる立木又は土地等

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けっていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。）

(2) において同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2) 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

3・4 省略

する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2) 特定贈与者であつた被相続人が贈与の前に受けいた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

5 第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額（以下この項において「選択金額」という。）が、当該特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等に係る第二項第七号若しくは

3・4 同上

第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産に係る株式の総数又は出資金額の合計額が第二項第五号若しくは第六号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額又は三億円のいずれか

は第八号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額の合計額又は十億円のいずれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかるらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十二号口に係るものに限る。）については、その価額に当該いずれか低い金額から当該選択金額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額に達するまでの部分につき、第一項の規定の適用を受けることができる。

6 省略

7 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等（特定受贈同族会社株式等を含む。以下この号及び第三号において同じ。）を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該特定同族会社株式等に係る第五項に規定するいずれか低い金額に特定割合（四百平方メートルから前条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計を控除したもののが四百平方メートルに占める割合を乗じて得た価額）を同項において同じ。）を乗じて得た価額

二 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林を含む。以下この号及び次号において同じ。）を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該特定森林施業計画対象山林の価額に特定割合を乗じて得た価額

三 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等及び特定森林施業計画対象山林を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合 次に掲げる価額の合計額

イ 第一号に定める価額

ロ 特定森林施業計画対象山林の価額に特定割合から政令で定める割合を控除した割合を乗じて得た価額

8 省略

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に

低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかるらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十号口に係るものに限る。）の価額に当該いずれか低い金額から当該株式の総数又は出資金額の合計額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、第一項の規定を適用する。

6 同上

7 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、前項の規定にかかるらず、第一項の選択特定事業用資産の価額に四百平方メートルから当該面積の合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、同項の規定を適用する。

8 同上

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に

係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。第十二項及び第十三項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 省 略

前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る同項の書類が納稅地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

12 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第九項の規定にかかわらず、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)に規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

13 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第九項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

14 省 略

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三 省 略

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 省 略

五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（特定受贈者の配偶者その他特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者から

係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。第十一項及び第十二項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 同 上

11 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第九項の規定にかかわらず、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)に規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

12 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第九項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに第九項及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

13 同 上

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三 同 上

3 同 上

一～四 同 上

五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（特定受贈者の配偶者その他特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者から

当該新築、取得又は増改築等をする場合を除く。) の対価に充てるための金銭をいう。

イハ省略

458省略

(計画伐採に係る相続税の延納等の特例)

第七十条の八 稅務署長(相続税法第四十四条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項、第七十条の十第一項及び第七十条の十二第一項において同じ。)は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに第七十条の六第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額)の合計額(以下この条において「課税相続財産の価額」という。)のうちに第六十九条の五第二項第九号に規定する森林施業計画が定められている区域内に存する立木(同号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木を除く。以下この条において同じ。)の価額の占める割合が十分の二以上であり、かつ、課税相続財産の価額のうちに同法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額(以下この条において「森林計画立木部分の税額」という。)に係る延納期間については、納税義務者の申請により、同項の規定にかかわらず、二十年以内(森林法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額(以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。)にあつては、四十年以内)とができる。この場合において、相続税法第三十八条第一項に規定する延納税額が二百万円(当該延納税額が当該特定森林計画立木部分の税額である場合には、四百万円)未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、当該延納税額を十万円で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)に相当する年数を超えることができない。

259省略

(計画伐採に係る相続税の延納等の特例)

第七十条の八 税務署長(相続税法第四十四条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項、第七十条の十第一項及び第七十条の十二第一項において同じ。)は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに第七十条の六第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額)の合計額(以下この条において「課税相続財産の価額」という。)のうちに第六十九条の五第二項第七号に規定する森林施業計画が定められている区域内に存する立木(同号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木を除く。以下この条において同じ。)の価額の占める割合が十分の二以上であり、かつ、課税相続財産の価額のうちに同法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額(以下この条において「森林計画立木部分の税額」という。)に係る延納期間については、納税義務者の申請により、同項の規定にかかわらず、二十年以内(森林法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額(以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。)にあつては、四十年以内)とができる。この場合において、相続税法第三十八条第一項に規定する延納税額が二百万円(当該延納税額が当該特定森林計画立木部分の税額である場合には、四百万円)未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、当該延納税額を十万円で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)に相当する年数を超えることができない。

259同上

イハ同上

458同上

当該取得又は当該増改築等をする場合を除く。) の対価に充てるための金銭をいう。